

事業者の皆様へ

富津市事業系ごみのガイドブック

(概要版)

事業系ごみはごみステーションには出せません。

事業系ごみとは、飲食店から出る調理くず・食べ残し、事務所から出る紙くずなど、事業活動に伴って生じるものをいいます。これらの廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、法律という。）により、事業者自らの責任で適正に処理することが義務付けられています。

事業系ごみをごみステーションに出すことは禁止されており、不法投棄とみなされる場合があります。

不法投棄は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（または併科）となります。

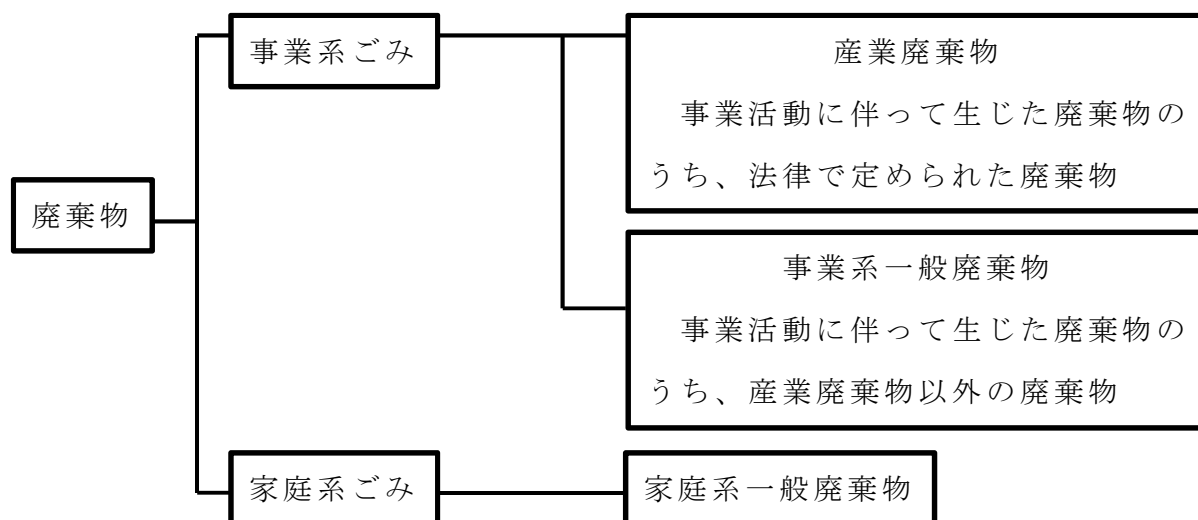
さらに、法人に対しては、3億円以下の罰金が科せられます。

また、ごみの焼却についても、煙や悪臭、灰により近隣の方にとって大変な迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるなど、環境汚染の原因のひとつとなります。このため、法律により、ごみの野外焼却は原則として禁止されています。

罰則については、不法投棄の罰則と同様になります。

富津市

事業系ごみの基本分類



産業廃棄物の種類

産業廃棄物とは、事業活動に伴う廃棄物のうち、法令に定められた廃棄物です。どのような業種でも発生するものですので、正しく分別して適正に処理してください。

あらゆる事業活動に伴うもの ※注 1

廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、タイヤ、塩ビ管、ビニールシート、発泡スチロール、科学畳、プラスチック容器 等
金属くず	空き缶、スチール缶、スチールロッカー、トタン、アルミサッシ枠、鉄骨 等
ゴムくず	生ゴム、天然ゴム
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	空き瓶、コップ、蛍光灯、窓ガラス、コンクリートブロック、タイル、瓦、茶碗 等
その他	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、がれき類、ばいじん

特定の業種による事業活動に伴うもの

紙くず	建設業（工作物の新築・改築・解体時に出るもの） パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から排出される紙くず
木くず ※注 2	建設業（工作物の新築・改築・解体時に出るもの） 製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、リース業、家具製造業から排出される木くず
繊維くず	建設業（工作物の新築・改築・解体時に出るもの） 衣服その他繊維製品業以外の繊維工場から排出される繊維くず

動植物性残渣 動物系固形不要物	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物にかかる不要物、魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど
動物のふん尿 動物の死体	畜産業（ペットショップ・動物病院は含まれない）

※１ 従業員の個人消費によって発生する缶・ビン・ペットボトルに限り、一般廃棄物として取扱います。

※２ パレットは業種にかかわらず、産業廃棄物です。

富津市が受入れ可能な産業廃棄物

市内の中小企業から出る産業廃棄物の一部は、品目・数量等を制限して受入れています。

受入れ可能な産業廃棄物の種類 毎年４月１日に条例に基づき告示

１ 紙くず（ロール状のもの及び書籍を除き、５０ｃｍ角以内）
２ 木くず（直径１０ｃｍ、長さ５０ｃｍ以内）
３ 繊維くず（長さ５０ｃｍ以内、少量のものに限る。畳は５０ｃｍ角以内）
４ 金属くず
５ 廃プラスチック（５０ｃｍ角以内）
６ ガラスくず（木くず、金属くずとの混合物に限る〔木製及び金属性のガラス戸等〕）

産業廃棄物の処理方法について

○富津市環境センターへ自己搬入する。

処理手数料 ２１０円／１０kg

（一業者につき１日に搬入できる量は、概ね１，０００kg以内）

○産業廃棄物処理業許可業者の問い合わせ

千葉県産業資源循環協会 電話 ０４３－２３９－９９２０

○産業廃棄物に関する問い合わせ

千葉県廃棄物指導課 電話 ０４３－２２３－２６５４

事業系一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴う廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しない廃棄物を指します。市で処理できる事業系一般廃棄物は、市内で発生したものに限ります。

主な事業系一般廃棄物

コピー用紙、新聞紙、雑誌、パンフレット、木の机、木のテーブル、木の椅子、木の棚、作業服、制服、古布、厨芥ごみ（飲食店や市場などから排出される生ごみ）、残飯、食料品の売れ残り等

事業系一般廃棄物の処理方法について

○富津市環境センターへ自己搬入する。

処理手数料 150円／10kg

○かずさクリーンシステムへ自己搬入する。

処理手数料 150円／10kg

※可燃性の廃棄物に限る（但し、草木類は除く）

○富津市一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼する。

許可業者については、最終ページの富津市一般廃棄物収集運搬業者一覧を参照してください。

以下のものは、処理困難物と指定されており、環境センターへ搬入することはできませんので、各事業所毎に適正に処理を行ってください。

タイヤ、バッテリー、オイル、自動車部品、二輪車（オートバイ・スクーター）、石、コンクリートブロック、レンガ、かわら、プロパンガスボンベ、温水器、建設廃材、浴槽、サーフボード、消火器、ペンキ、ボーリングの球、ピアノ、耐火金庫、充電式電池、体温計（水銀）、農薬、農林漁業用機械器具及びビニール、木の根、FEP製品など

資源化・リサイクルにご協力ください。

古紙・草木類・空き缶などの資源物は、分別して資源化にご協力ください。

古紙（コピー用紙、新聞、雑誌、段ボール、雑誌等）	千葉県廃棄物再生事業者（市内） (有)岡本産業／新富 64-2／☎80-4001 ※詳細は、問い合せてください。
草木類（剪定木、幹、草、木の根等）	千葉県廃棄物再生事業者（市内） (株)錦織商店／田倉 483-22／☎68-1553 ※詳細は、問い合せてください。
ガラスびん（飲食料用）	詳細については、環境センターへ お問い合わせください。
空き缶（飲食料用）	
ペットボトル（飲食料用）	

再資源化・再生利用等に取り組んでいる品目は適切にリサイクルしてください。

エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	小売店または産業廃棄物収集運搬許可業者もしくは指定取引業者へご連絡してください。 〈指定取引業者〉 1 房州物流(株)木更津営業所 木更津市潮見5-18 電話 0439-36-1814
パソコン（メーカー回収機器）	一般社団法人パソコン3R推進協会もしくは、各メーカーの事業系パソコン受付窓口へご連絡ください。 一般社団法人パソコン3R推進協会 電話 03-5282-7685
小形充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小形シール鉛電池）	一般社団法人JBRCにお問い合わせください。 一般社団法人JBRC 電話 03-6403-5673

事業用大規模建築物を所有する事業者の方へ

「富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の規定により、富津市内に事業用大規模建築物を所有又は占有する事業者は、事業者の責務として、減量化・資源化を推進するため、減量化・資源化等計画書を市に提出しなければなりません。

○事業用大規模建築物とは

小売店、飲食業及び旅館を営むための建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積（住居の用に供する部分を除く。）の合計が、1,000平方メートル以上のもの。前述以外の事業の用に供する建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積（住居の用に供する部分を除く。）の合計が、3,000平方メートル以上のもの

○市への提出書類

「減量化・資源化等計画書」の提出（毎年5月31日まで）

富津市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

許可業者	住所	電話番号
日本ビル防災(株)	富津 49-13	0439-87-2823
富津美掃(株)	富津 49-12	0439-87-1866
(有)クリーンケア・フツ	大堀 2043-4	0439-88-0066
(有)大滝商会	新富 64-3	0439-87-4683
房総建材工業(株)	下飯野 1306-4	0439-87-2161
(有)天笠商事	大堀 2-18-6	0439-88-0031
(有)新栄容器	大堀 3-23-11	0439-87-6667
サンエルティ(株)	亀沢 657	0439-80-6181
吉原商事(株)	湊 812-1	0439-67-0721
(株)錦織商店	田倉 483-22	0439-68-1553

※料金などの詳細は、収集運搬許可業者にお問い合わせください。

問い合わせ先

富津市 市民部 環境保全課

〒299-1601 富津市桜井総稱鬼泪山 8-1 富津市環境センター

TEL 0439-37-2020 FAX 0439-37-2288

ホームページもご利用ください。

<http://www.city.futtsu.lg.jp/>

富津市の最新情報などお送りしています。

是非ご利用をお願いします。

